

西原町立児童館個別施設計画

令和7年8月

西原町

目次

第1章 計画策定の目的.....	1
第2章 計画期間、対象施設.....	1
1 計画期間.....	1
2 対象施設.....	1
第3章 現状と課題.....	1
1 現状.....	1
2 課題.....	1
第4章 施設の状態等.....	2
第5章 対策内容、実施時期、費用.....	2
第6章 今後の対応方針.....	2,3

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本町においても、これまでは行政需要の拡大により公共施設を整備してきましたが、これらの多くは老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本町では平成29年3月に「西原町公共施設等総合管理計画」を策定し、西原町が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「西原町公共施設等総合管理計画」のうち町立児童館について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と町民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「西原町公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和8年度までとし、その後10年ごとに見直しを行うことを基本とします。

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、「西原児童館」、「西原東児童館」、「西原南児童館」とします。（坂田児童館については、坂田保育所に併設されているため、一体的に計画策定されている。）

第3章 現状と課題

1 現状

児童館は乳幼児、小中高校生等のための児童厚生施設です。こどもが自由に遊び、話し合い、多くの仲間と触れ合うことができる施設で、児童を中心とした地域交流の活動の場としても活用できる施設です。

また、各児童館ではマミーキッズ（乳幼児の親子体操）、親子リトミック、親子体操教室、手作り教室が行われています。

2 課題

西原児童館、西原東児童館について、両施設とも耐震状況が不明で、老朽化比率が高いという状態です。特に西原児童館は70%を超える老朽化比率のため、施設維持に関する対策や施設建て替えの検討が必要となっています。（坂田児童館は坂田保育所と併せて計画に記載）

第4章 施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえで、施設の状態を示します。

施設名称	西原児童館	西原東児童館	西原南児童館
設置目的・機能	児童に健全な遊びを提供し、その健康の増進及び情操を豊かにするための施設として設置		
運営形態	直営		
構造	鉄筋コンクリート造		
建築年度	1984(昭和59)年度	1994(平成6)年度	2018(平成30)年度
経過年数	41年	31年	7年
法定耐用年数	47年		
利用状況 (R6年度)	12,992人	13,672人	18,595人
大規模改修等		照明灯LED化工事 (R7)	
劣化・損傷	緊急に対応を要するものは「無」		
老朽化比率 (R3年3月時点)	82.0%	67.7%	9.8%

※表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」による

第5章 対策内容、実施時期、費用

児童館は、児童の健全育成を図り、地域交流の場としても需要が見込まれることから、今後も運営を継続する必要があります。今回の計画期間内では、西原東児童館において照明灯LED化改修工事を行います。

延床面積 (㎡)	老朽化比率	対策内容		対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
		R7	R8		
362㎡	67.7%	LED改修		362㎡	2,773

第6章 今後の対応方針

「西原町公共施設等総合管理計画」では、公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行い、施設の長寿命化について検討したうえで、住民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現を目指すこととしています。

児童館について、長寿命化を進めて行くうえで、日々の点検・診断によって問題個所の早期発見に努め、予防保全的な維持管理を図ります。

また老朽化が進んで行く中で、耐用度を勘案しながら大規模修繕又は建替の有無、時期を検討し対応します。

本計画に基づく施設の更新等にあたっては、「西原町公共施設等総合管理計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。